

相談の受付件数

令和4年10~12月の受付件数は計469件。
 (うち北海道6件、東北11件、関東220件、北陸4件、中部46件、近畿82件、中国34件、
 四国7件、九州56件、沖縄3件)

相談者の属性

相談者の属性は、全469件のうち、
 建設業者(元請)158件、建設業者(下請)52件、建設業者(その他)121件、発注者(公
 共)5件、発注者(民間)24件、不明57件、その他52件

主な相談内容その1

- ・ 当方は1次下請であり、元請から6,000万円程で契約を受けている。この場合に配置技術者は監理技術者を配置しなければならないのか。

➡ 監理技術者は元請に配置義務があるものであり、下請は請負金額に関わらず主任技術者を配置していただければ良い。
- ・ 税込500万以上の建設工事を行う場合、元請・下請立場に関わらず建設業の許可は必要か。

➡ 税込500万円以上の工事を行う場合は、元請・下請に関わらず許可が必要である。
- ・ 当社は一次下請業者である。二次下請は現在、許可申請を行っているがまだ許可がされていない。その場合、下請工事を発注しても問題ないか。

➡ 許可を受けていない現状は、許可が必要ない軽微な工事(500万円未満(建築一式の場合は1,500万円未満又は延べ床面積150㎡未満の木造住宅)の工事)であれば受注することができる。軽微な工事以外の工事は、許可を受けてからでないと受注することができない。

【相談内容分類】		件数
建設業法全般	①技術者関係	68
	②建設業許可関係	81
	③その他建設業法関係	177
社会保険全般	④社会保険加入関係	29
	⑤法定福利費関係	22
	⑥その他社会保険関係	8
	⑦請負契約関係	42
	⑧価格転嫁関係	3
	⑨その他	28

※各相談内容は、上記①~⑨の分類うち、複数の内容に該当するものもあるため、全相談件数と一致しない場合があります。

主な相談内容その2

- 基本契約書は紙で締結しているが、注文書・注文請書についてPDFデータをメールで送ることは可能か。
 - ➔ 注文書・注文請書は書面で押印し両者で交付していただくものであるため、PDFデータをメールで送ることでは足りない。
- 当方は一次下請で、塗装工事において二次に下請けしようと考えている。二次下請の会社は法人（株式会社）であり、従事者は全て家族の者（3人）で同世帯で同居している。この場合、雇用保険に加入しなくてもよいのか。
 - ➔ 会社の役員は雇用保険の対象とならないが、労働者であれば、加入条件を満たしていれば、雇用保険に加入することとなる。しかし、事業主と同居する家族従事者については、原則として、国民健康保険、国民年金へ加入することとなり、雇用保険には加入できず、労災保険は特別加入となる。
- 法定福利費の算出の際に下請業者の作業員が社会保険に加入をしているかを確認する際に、その資料を提出するように依頼することは可能か。
 - ➔ 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」にて、元請企業は下請企業の選定時に社会保険の加入状況を確認し、技能者に関しては現場への新規入場者受け入れの際に社会保険に加入していることを確認することとしている。なお、確認には、登録時に社会保険の加入証明書類の確認を行うなど情報の真正性が厳正に担保されている建設キャリアアップシステムを活用することとしているが、建設キャリアアップシステムを使用せずに社会保険の加入確認を行う場合、元請企業は選定の候補となる建設企業に保険料の領収済通知書等関係資料のコピーを提示させるなど、真正性の確保に向けた措置を講ずることとしている。
- 下請と部材費込みの単価で契約をしているのだが、部材の価格高騰により、単価をあげてほしいといわれた。世の中自体がそういう時代といわれたが、何か書面があるか？単価をあげなかったら違反になるわけではないか？
 - ➔ 今般の価格高騰の影響を受けて、建設工事における取引においても適正な価格転嫁が行われるよう、国土交通省から公共発注者や建設業者団体等に対して通知「労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について」（令和4年4月26日付国不建第52号など）を発出しているため、下請業者からの協議に応じられるよう、元請業者として発注者にも協議をしていただきたい。また、単価を上げなかったことだけを理由に直ちに違反になるわけではないが、通常必要と認められる原価に満たない金額での請負契約は、建設業法第19条の3における不当に低い請負代金の禁止規定に違反する可能性があるのご注意いただきたい。